

競争法違反に対する制裁：フランスの状況

2005 年 11 月 18 日

今井猛嘉

はじめに

競争法に違反する行為について、フランスで予定されている制度及びその運用状況につき、以下の順で概説することにした。即ち、競争法に関する法令とその施行に責任を負う主要な機関を確認した後、違反に対する法的な制裁を確認し、合わせて、我が国でも議論されている基本的な問題に関連する状況につき、概観を試みる。その前提として、刑事法の原則を見た上で、競争法に固有の制裁を確認することにした。

競争法 関連基本法令

現在のフランスにおける競争に関する主要な規定は、商法典 (Code du commerce) 第 4 編 (L410-1 から L470-8 まで) のそれである。これらの主要な部分は、2001 年の「新たな経済規制に関する 2001 年 5 月 15 日の法律 (NRE)¹」によって改正され、現在に至っている。

これに加えて、談合罪が刑法典 313 - 6 条に規定されている。

競争法の執行 関係主要機関

これらの規定を解釈・適用するのは、第一に、競争評議会 (le Conseil de la concurrence) である。これは、1986 年の競争法によって設置された機関であり、争訟機能的機能²と諮問機能的機能³の両面を有している。

競争評議会の権限は、競争法の執行力を実質的に担保するために、NRE によって強化された。具体的には、競争評議会は、NRE により、競争法違反行為者に対して、従来よりも高額の金銭的制裁 (une sanction pecuniaire) を課すこと、この額について違反者と交渉し、違反の程度・違反者の態様に応じてその額を減額することもできるに至ったのである (L464-2)

第二に、(犯罪の成否が問題となる場面では) 捜査機関と裁判所も、競争法秩序の維持に

¹ La loi n° 2001 - 420 du 15 mai 2001, relative aux nouvelles régulations économiques

² この機能については、L462-5 以下が規定しており、その主要部分については後述する。

³ 競争評議会は、関連法案等につき政府から (L462-2)、反競争的行為について裁判所から (L462-3)、経済集中に関する案等につき経済大臣から (L462-4、L462-5)、諮問を受けることができる。L462-3 については、後述する。

関与している。

刑事法の基本原則

(1) 犯罪の分類

犯罪は、その重大性の程度に応じて、重罪(crime)、軽罪(délit)、違警罪(contravention)に区別される(刑法典 111-1)。

自然人に係る、これらの罪に対する刑罰の内容については、刑法典 131-1 以下に規定されている。

(2) 刑事手続の特徴(予審判事ないしは裁判所、私訴)

日本の現行刑事訴訟法とは異なり、フランスには予審判事(ないしは裁判所)が存在する⁴。予審判事は、裁判官であるが、検察官の公訴提起を受けて、被告事件を公判に付するかどうかを決定する。

公訴の提起に私人が関与できる点も、日本の刑訴法とは異なる点である。即ち、公訴は検察官が提起できるとともに、被害を受けた当事者(la partie lésée)も(検察官による訴追の有無に係わらず)、独自に刑事手続の開始を求めることができる(刑訴法1条)。例えば、競争法違反行為との関係では、消費者団体の長がカルテルによって被害を被ったとして、公訴権の発動を義務づける告訴(plainte avec constitution de partie civile)をする事案が、散見される。

(3) 法人処罰

フランスでは、法人も犯罪の主体として認められており、刑法 121-2 条に従い、処罰されるものとされている。

同条は、次のように規定している。

「国を除き、法人は、第 121 - 4 条ないし第 121 - 7 条の区別に従い、かつ、法律又は規則に定める場合において、その機関(leurs organes)又は代理人(leurs représentants)によって、その法人のために(pour leur compte)行われた犯罪について、刑事責任を負う。」

如何なる犯罪について法人が処罰されるかは、刑法典の各則において、個別に規定されている。また、法人に対する刑罰については、131-37 以下に規定されている。

フランスにおける法人処罰の詳細については、拙稿⁵を参照されたい。

⁴ 元々、予審判事は、ナポレオン刑訴法典によって創設された制度である。

⁵ 今井猛嘉「組織体の刑事責任」『環境刑法の総合的研究(町野朔編・2003年)』360頁以下。

競争法違反に関する制度とその運用状況

(1) 競争評議会による対応

(1-1) 審査の開始

競争評議会は、経済大臣の請求、企業からの請求、競争評議会自身による探知等により、反競争的行為の有無について審査をすることができる(L462-5)。

(1-2) 審査方法

経済大臣から授権された者、及び、競争評議会の報告官は、審査に際して、以下の権限を有する。

即ち、通常審査に際しては、不動産等への立入権と、その場にある帳簿等閲覧請求権が認められている(L450 3)。また、大審裁判所長官の命令により裁判所が許可を与えた審査に際しては、不動産に立入り、書面と情報媒体を押収する権限も認められている(L450 4)。

(1-3) 反競争的行為に対する保全措置

競争評議会は、反競争的行為への関連が疑われている企業並びに政府委員から意見を聴取した後に、経済大臣、企業等の要求を受けて、必要と思われる保全措置を執ることができる。この措置は、当該行為が、経済全体や、関連する経済部門、消費者や違反ありと申立てている企業の利益を、重大かつ直接に悪化させる場合にのみ、執ることができる。この措置は、具体的には、当該行為の中止と、当事者に対する現状回復の命令を指すものである(L464-1)。

(1-4) 審査後の対応

審査を経て、競争評議会は、審査対象行為に反競争的性質(L420-1、L420-2 あるいはL420-5)が認められるか、あるいは、L420-4によって正当化される行為であるかを判断しなければならない。そして、必要に応じて、競争評議会は、当該行為に関して、sanctionを課し、あるいは、injonction(命令)を発することができる(L462-6)。

また、競争評議会は、関係者に対して、一定の期間内に反競争的行為を止めることを命ずること、又は、特別の条件を課すことができる(L464-2 第1項)。

(1-5) 競争評議会の処分に係る不服申立

競争評議会の処分に係る不服の申立は、パリ控訴裁判所(Cour d'Appel de Paris)に対してなされる。パリ控訴裁判所の判断に対する不服申立ては、破毀院(Cour de Cassation)に対してなされる。

(2) 競争評議会による金銭的制裁 (une sanction pecuniaire) の賦課

() 基本的な算定方法

競争法規への違反が認められる場合、競争評議会は、組織 (l'organisme) ないしは企業 (l'entreprise)、当該企業が属するグループ (groupe) あるいは自然人に対して、金銭的制裁 (une sanction pecuniaire) を課することができる (L464-2)⁶。

具体的には、競争評議会は、以下の行動を執ることができる。

競争評議会は、反競争的行為の中止を勧告した場合には、直ちに、あるいはその勧告が履行されなかった場合において適用される、金銭的制裁 (une sanction pécuniaire) を課することができる。金銭的制裁は、非難される行為の重大性、経済に与えた損害の程度、制裁を課される組織 (l'organisme) ないしは企業 (l'entreprise) 又は当該企業が属するグループ (groupe) の状況、及び、本章により禁止される行為を反復する可能性との関係で、均衡がとれたものでなければならない。金銭的制裁は、企業 (entreprise) 又は組織 (organisme) 毎に決定され、かつ、個々の制裁毎に決定される (以上、L464-2 第 1 項)。

違反者が企業 (une entreprise) でない場合 (自然人である場合) 金銭的制裁の最高額は、300 万ユーロ (約 4.1 億円) である。企業 (une entreprise) に対する金銭的制裁の最高額は、当該行為がなされた後の、既に終了した会計年度の一つにおける、最高税引前総取引高 (世界市場における総取引高) の 10 パーセントである。関連する企業の会計が、関連法規に従って統合又は結合されている場合には、考慮されるべき総取引高は、結合又は統合企業の結合又は統合会計に表れているそれである (以上、L464-2 第 1 項)⁷。従来、競争評議会に対しては、違反企業に金銭的制裁を課すことにためらいがある、との評価も存在したが、そうした評価は過去のものとなりつつある。例えば、競争評議会は、近時、その勧告に従わなかった France Telecom に対して、4000 万ユーロ (約 55.2 億円) の金銭的制裁を課している⁸。

() リニエンシー・プログラム

次に、L464-2 第 2 項は、競争評議会と違反者との間の交渉手続について規定するとともに、金銭的制裁が半減される可能性について規定している。これに続く同条第 3 項は、より詳細に、金銭的制裁の減免について規定している (いわゆる「リニエンシー・プログラ

⁶ また、届出なくして合併をした場合等において、法人に対しては、最高で、終了した直近会計年度中のフランスにおける税抜き総売上高の 5 パーセントの制裁金 (une sanction pecuniaire) を、また自然人に対しては最高 150 万ユーロの制裁金を、課することができる (L430-8)。

⁷ NRE による改正前は、この金銭的制裁額の上限は、直近の会計年度において、違反企業のフランスにおける取引高の 5 パーセント、自然人に対しては 150 万ユーロにすぎなかった。

⁸ Cons.conc., 12.sep.2003

ム」である)が、その対象は、違反を行った組織又は企業であって、自然人は含まれていない。

L464-2 第 2 項と第 3 項は、共に金銭的制裁の減額に関する規定であるが、第 3 項はカルテル (L420-1) にしか適用されないのに対して、第 2 項は全ての反競争的行為 (L420-1 及び L420-2) に適用されるという違いもある。

L464-2 第 2 項 (3 項ではない) が適用された近時の事例としては、Texas Instruments と Noblet に関する事案がある。Texas Instruments と Noblet は、他社と共に、学校に卸す計算機の値段を高値で安定させるカルテルを締結し、実施していたとして、L420-1 違反に問われた。この事実が発覚後、Texas Instruments は、一人有利な処分を受けようとして関係機関と交渉をし、認定された事実は争わず、将来、同種行為に関与しないことを、L464-2 第 2 項の手續において主張した。これを受けた首席報告官は、当初の金銭的制裁額である 1331294 ユーロを半減すべきだとの意見を申述したが、競争評議会はこの意見に従わなかった。結局、競争評議会は、このカルテルの重大性、規模、実施期間を勘案して、当初額の 20 パーセントの減額しか認めず、1065000 ユーロ (約 1.47 億円) の金銭的制裁が言い渡されている⁹。

このような、金銭的制裁の額を減免可能とする L464-2 第 2 項と第 3 項については、競争評議会在最終的には金額の決定権を有しているので、手續がそれほど複雑ではなく、迅速な処理も期待できる、との好意的な評価も存在する¹⁰。しかし他方では、この手續に内在する不明確性への批判も強い。即ち、首席報告官から金銭的制裁の減額が競争評議会に提案された後、減額を申請した違反 (を認める) 企業等は、最終的な金額について競争評議会と交渉することになるが、競争評議会が首席報告官の提案に従う保証はない。また、第 3 項の規定は曖昧である、とも言われている。そこでは、違反に係る調査が開始された後に減免を受け得るのか、あるいは、条件付きの減免は可能なのかについては、規定されていない。こうした事情も相まってか、違反企業等が金銭的制裁の減額を得たのは、L464-2 第 2 項所定の交渉過程においてだけであり、これまでのところ、同第 3 項が適用された事例は報告されていないのである。

なお、L464-2 第 2 項と第 3 項は自然人には適用されない点も、注意すべきである。

(3) 関連する犯罪

(3-1) L420-6 の罪

自然人は、他方で、競争法違反によって処罰されることもある。即ち、個人として、L.420-1 又は L.420-2 に違反する行為に決定的な役割を果たし、しかもその態様が欺罔的 (frauduleusement) であった場合、当該行為者は、4 年の拘禁刑と 7 万 5 千ユーロ (= 50

⁹ Cons.conc.,25.sep.2003

¹⁰ P.Arhel,in (2002)39 *petites affiches* 9.

万フラン)の罰金刑(amende)で処罰される(L420-6)¹¹。

(3-1-1) 有形的要素(élément matériel)

本罪の要件を満たす自然人は、通常、法人の取締役や実質的な管理者であろう。しかし、会社の管理者であったという事実だけから、「個人として」反競争的行為に関与したものと認定してはならない、とする裁判例も存在する¹²。また、近時の判例は、会社の被用者も、会社のために反競争的行為に関与する権限を有していたことの立証がなければ、本罪で処罰されない旨、判示している¹³。

次に、個人が反競争的行為に「決定的に関与した」とは、その関与と反競争的行為との間に決定的な因果関係が認められることを言うが、この点の立証は困難である。そこで判例では、個別の事案において事実認定を丁寧に行うことで、この要件の立証を認めようとする傾向がある¹⁴。

本罪については、処罰対象行為が、経済学の観点から微妙な判断を加えざるを得ない行為(L420-1とL420-2)であり、不明確な要素が残る点が、批判されている。本罪で有罪とされた者が少ないことも¹⁵、本罪を適用することの困難さを示しているとも言えよう。しかし判例には、「非難されるべき行為(L420-1のそれ。筆者注)は、市場に対して、現実の効果(それは明白であるか、潜在的な効果である)を有していたことで十分である。」として、本罪の成立を認めたものも存在する¹⁶。他方で、本罪の成立が、L420-2(支配的地位の濫用)を理由として肯定された事案は、未だ存在しない¹⁷。

(3-1-2) 無形的要素(élément moral)

本罪は、更に、個人が反競争的行為に「欺罔的な態様で」関与しなければ、成立しない。欺罔的な意図が要件であるということは、本罪は、軽過失のみならず重過失によって反競争的行為に関与した者をも、不可罰とすることを意味する。その一方で、裁判例では、行為者が、反競争的行為に関与したと「認識」していれば、この要件の立証があったとするものも、現れている¹⁸。

¹¹ この罪は軽罪に分類される。

¹² T.corr.Nanterre,9 avr.1991.

¹³ TGI Chartres,22 juin 2000.(被告人は無罪とされた)

¹⁴ Cf.Cass.crim.,9 nov.1995.

¹⁵本罪導入後、本罪で起訴された事案は、2003年1月現在で25件あるが、有罪判決に至ったのはそのうちの6件であり、4件では、被告人全員が無罪となっている。

¹⁶ TGI Albertville,23 oct.2000.(本判決は、現在までのところ、企業のトップクラスの管理者以外に対して、本罪の成立を認めた唯一の先例だと言われている)

¹⁷ L420-2違反を理由とするL420-6所定の罪で、私訴原告人により公訴が提起されたが、同罪の証明がないとされた事案として、cf.CA Nîmes,ch.corr.,17 janv.1991.

¹⁸ TGI Albertville,23 oct.2000.(Courchevelにおける、飲料水と浄化のネットワークに関する入札につき、談合をしたとして、被告人を処罰したもの)

(3-2) 再販売価格維持行為の処罰

ある商品を、当初の状態のまま、その実際の購入価格よりも安く再販売すれば、最高で7万5000ユーロ(約1千万円)の罰金で処罰される(L442-2)。本罪については、法人も、刑法121-2条の条件を満たすことを前提として、処罰される。その場合の法人に対する刑罰は、刑法131-38条による罰金か、131-39条9号所定の刑罰(有罪判決の公示)である(L442-3)。

(3-3) 法人処罰

法人は、明文によって処罰されるものとされている場合(例えば、L442-3)を除き、上記諸犯罪で処罰されることはない。しかし裁判所は、法人に対して、その取締役に対して本章の規定並びにその適用に際して用いられる規定に従って支払が命じられた罰金につき、連帯して支払うことを命ずることができる(L470-1)。

(3-4) 談合罪

自然人は、更に、刑法典所定の談合罪でも処罰されうる(刑法典313-6条¹⁹)。ある自然人の行為につき、談合罪と上記犯罪の双方が同時に成立することは、不可能ではないが、この点に関する関心は、フランスでは高くないように思われる²⁰。

(4) 競争評議会と検事局・裁判所との連携 犯罪捜査に関連する局面

反競争的行為については、競争評議会と検事局、予審裁判所(ないしは予審判事。jurisdiction d'instruction)と判決裁判所(jurisdiction de jugement)の間で、情報の共有を可能とするための制度が存在する。その際、一方から他方に関係資料が伝達されることにより、公訴時効が中断される場合がある。

() 裁判所が判断をするに際して、競争評議会の判断を仰ぐ場合(事件の諮問)

これについては、L462-3第1項、L462-6第1項が規定している。

1986年に本規定が導入された後、2003年1月現在において、L462-3第1項が用いられたのは、7件に止まっている。その多くは、予審判事の請求によるものであるが、競争評議会から予審判事に対しては、平均して10ヶ月で回答がなされている。

他方で、L462-6が用いられたのは、2003年1月現在において、3件に止まっている²¹。

¹⁹ 本罪も軽罪である。

²⁰ 現時点では、両罪の関係如何を問題として検討を加えた適切な文献は、見いだせていない。調査を続けたい。

²¹ 1994年に2件、2002年に1件。

() 競争評議会が、犯罪ありと思料して、事案を検事局に送付する場合
これについては、L462-6 第 2 項が規定している。

() 競争評議会から予審又は判決裁判所に対して、調書等の送付を求める場合
これについては、L463-5 が規定している。
2003 年 1 月現在において、本条が利用された事件としては、2 件が報告されている。

(5) 小括 個別の問題状況について

() 違反に比例した制裁

前述したように、商法典 L464-2 が、競争法違反の程度、違反行為者の態様を踏まえて、金銭的制裁の額を調整しうることを規定している。これと合わせて、同条 1 項第 3 文は、違反と金銭的制裁の額との比例性の確保を要求している。同条 3 項にも、同趣旨の内容が規定されている。

これら規定の運用を示す状況については、() でまとめて、簡単に触れたい。

() いわゆる「二重処罰」に関する問題状況

同一の事件が、競争評議会に対して、その意見を求めて諮問に付されるとともに、起訴される場合は、ありうる。その場合に「制裁の重複 (un cumul de sanctions)」が生じることは、フランスでも問題として意識されている。

この点につき、近時、競争評議会は「non bis in idem (一事不再理) の原則は、競争評議会によって企業を非難すること、並びに、その企業の長 (dirigeants) を (L.420 6 の要件を満たす限りで) 非難することの、障害にはならない」との立場を示した²²。パリ控訴院も、基本的には、この考えを支持したと言えよう²³。しかし、厳密に言うと、パリ控訴院は、競争評議会が扱ったのとは「異なった」事案が刑事裁判所に係属している旨を指摘した上で、上記一般論を認めたに止まっている。競争評議会に諮問された事案と全く同じ事実に基づいて、自然人が起訴された場合に、刑事裁判所がどのように判断するのかは、判例上は、未だ明らかではないのである。

他方で、競争評議会の判断に反して公訴が提起された事案は、既に現れている。そこでは、あるタクシー会社が、特定のルートにつき、事前に一定の料金を設定した行為が問題となった。競争評議会は、この事案では、タクシー料金の希望目標価格 (prix indicatif) が示されたに過ぎないとも見うるのであって、反競争的性質を有する行為とは言えないと判断したが、予審判事は、同会社の社長を L.420 6 により起訴したのである。Grasse の

²² Cons.conc.,déc.n2001-D-14

²³ CA Paris,29 janv.2002.

大審裁判所は、社長を有罪とし、2万フラン(3049ユーロ)の罰金(amende)を科したが²⁴、その後、Grenoble控訴院の弾劾部(la chambre d'accusation)は、予審判事が、商法L.462-3の規定に従い、競争評議会に事案を諮問しなかった点強く非難して、被告人に無罪を言い渡している²⁵。

以上のように、フランスでも、競争評議会の判断と刑事事件の関係について議論があるが、判例が如何なる方向に収斂していくかを見定めるには、今暫く時間がかかるように思われる。

²⁴ TGI Grasse, 22 janv. 1999.

²⁵ CA Grenoble, ch. acc., 25 oct. 1991.